

令和 8 年第 2 回芸西村議会「定例会」議事日程

令和 8 年 6 月 1 1 日

日程第 1 一般質問

招 集 年 月 日 令和8年6月11日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	堀 川 友 久	○	2	坂 本 史	○	3	山 本 俊 二	○
4	濱 田 圭 介	○	5	安 岡 公 子	○	6	西 笛 千代子	○
7	岡 村 俊 彰	○				9	岡 村 星 弥	○
10	仙 頭 一 貴	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	松本 巧	副 村 長	都築 仁	教 育 長	山内 將利
総 務 課 長	長崎 寛司	会 計 管 理 者	高松 千恵	健康福祉課長	常光 紘正
産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈
教 育 次 長	佐藤 大輔	総務課長補佐	手島 真由美	健康福祉課長補佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	松井 久美	健康福祉課長補佐	松本 忠	産業振興課長補佐	小松 司沙
土木環境課長補佐	山崎 純裕	企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ
教育委員会課長補佐	新田 浩也				

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和8年6月11日（木）

〔9：00 開会〕

《開会》

○ 仙頭 一貴 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和8年第2回芸西村議会定例会第2日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第1、一般質問を行います。届出順に、順次発言を許します。

2 番坂本史君。

○ 坂本 史 議員

おはようございます。2 番坂本史です。通告に従いまして、特定公共賃貸住宅の整備拡充について質問をいたします。

村営住宅は、住宅に困窮している方や所得が一定の基準を超えていない方等の要件に該当する方が入居できる住宅であり、本村には87戸ございます。このような村営住宅は家賃が比較的安く設定されておりますが、入居後に所得が増加し、収入超過者となった場合、家賃の算定基準により高額な家賃となることがあります。そのため、入居者は高額な家賃を負担しながら、現在の住宅に住み続けるのか、それとも民間住宅へ転居するのかといった選択を迫られることになります。

収入が増えた世帯に対して、村営住宅の明け渡しを求めることは、住宅の設置目的や入居要件を踏まえれば、必要な制度であることは理解しております。しかしながら、本村には、中間所得層向けの特定公共賃貸住宅が26戸あるものの、戸数は限られております。また、民間住宅もありますが、希望した時期にすぐ入居できる住宅が見つかるとは限りません。そのような状況の中で、住居を求めて村外に転出することになれば、本村の進める定住政策との整合性という点で課題が生じるのではないのでしょうか。

収入超過となった世帯が実際に住居の確保に苦慮している状況について、村としてどのように認識されているのかお伺いをいたします。

そこで1 点目、村営住宅の収入超過世帯は何世帯あるのでしょうか。

2 点目、収入超過者に適用される家賃の最高額は幾らでしょうか。

3 点目、村営住宅以外の住宅確保に向けた支援制度はあるのでしょうか、お聞きいたします。

なお、私は中間所得層が村内で住み続けられる住宅環境の整備、すなわち特定公共賃貸住宅の整備拡充が必要であると考えております。この点について、村長の前向きなお考えをお聞かせください。

○ 仙頭 一貴 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。坂本議員のご質問について、担当課としてお答えいたします。

村が公営住宅として整備し管理している住宅は135戸ありますが、ここでは村営住宅と特定公共賃貸住宅について説明させていただきます。

ご質問の村営住宅は、基準の所得以下の世帯を入居の要件としておりまして、毎年10月1日に所得を確認し算出しております。基準となる所得を超える収入超過世帯は、2月末時点で10世帯ありました。入居者には、新たな家賃とともに収入超過者と認定したことをお知らせしています。認定された10世帯のうち、現在9世帯が入居中です。

続いて、最大家賃についてのご質問ですが、法律的には近傍同種家賃と申しておりますが、ここでは最大家賃とします。法令で定められた方法により算出しております、立地や規模、経過年数、建設費用など、各団地ごとに算定しておりますので、一概に幾らですとお示しできませんが、幾つか家賃を月額で紹介いたします。

一番新しい北芝団地は13万8400円。次いで新しい西ノ岡Ⅱ団地は10万2900円。野上団地3は11万500円。複数年かけて整備されました村松団地は、最初に建設された住宅で9万1500円となっております。最も年数が経過している下中団地で6万1200円などとなっております。

村営住宅以外の住宅確保制度についてのご質問ですが、空き家バンク制度として空き家を紹介しております。掲載する住宅戸数は多くありませんが、空き家の利活用を目的に、所有者等から依頼を受けて、村のホームページで広く周知して、活用につながるよう取り組んでいるところです。空き家の情報をつかんだら、意向の確認などをして掘り起こしを行っておりますが、伸び悩んでいるのが現状です。5月現在、バンク登録物件は12件ありますが、賃貸契約中は6件、残る物件は売買を希望しております、買い手を募集しております。

そのほかの制度としましては、35歳未満の方が対象ではありますが、人口減少対策交付金を活用した破格の事業であります住宅取得支援制度も設けておりますので、バンクに登録されている土地なども可能性の一つとして、マイホームの取得も検討していただけたらと考えております。

○ 仙頭 一貴 議長
松本村長。

○ 松本 巧 村長

おはようございます。坂本議員のご質問にお答えをいたします。

具体的な数値や金額につきましては、先ほどの課長答弁のとおりでございますが、公営住宅に関する考え方と、特定公共賃貸住宅の整備に関してお答えをさせていただきます。

先ほど議員のご質問にもありましたように、公営住宅につきましては、皆さまご承知のように、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することで、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、入居の資格は住宅に困窮し、所得が一定の基準を超えない低所得者の方が対象となっております。

そのため入居の際には所得が少なく、入居要件を満たしていても、定められた基準以上の所得となった場合には、収入超過者として認定をされ、家賃もかなりの高額になり、住宅を明け渡す努力義務も発生いたします。これらは非常に厳しい対応のように思いますが、本来の公営住宅の趣旨、目的からしますとご理解を願うほかないというところでございます。

その場合、制度的には、収入超過者からの申し出によりまして、特定公共賃貸住宅へのあっせんすることも可能ではございますが、芸西村の場合、村内の特定公共賃貸住宅には現在空きがない状況であります。

家賃が高額となり、退去を促されるような事態となりますと、入居者にとりましては、戸惑いと驚きの気持ちを持たれることは当然のことであるので、該当者への早期のお知らせをするなど、運用において改善すべき点については改めていく必要があると考えております。

収入超過世帯となられた方々の住宅の確保につきましては、先ほどの課長の答弁にもありましたが、ご自身の経済力での住宅の建設や民間の賃貸住宅等への住居を移される必要がありますが、村内では貸し家やアパートの数が多くなく限られていることは承知をしているところであります。

そうした方々の受け皿として、特定公共賃貸住宅も選択肢となりますので、建設を望む気持ちも十分理解できるところではございますが、経済的に比較的裕福な世帯を対象として住宅整備を進めることは、民間事業者のアパート経営の圧迫や、新たに参入をしようとする事業者の意欲を阻害することにもつながります。

さらに、住宅建設におきましては、現在、資材・人件費等の建設コストも高騰しており、建設に当たってはかなりの金額の財政負担も必要となっておりまいます。

そのため、現在芸西村での住宅環境の整備につきましては、これからの芸西村を担う若者世帯の住宅取得の支援に力を入れており、一定の効果も見え始めているところでございます。

そして、今後さらに増えていくと思われる空き家や空き地の利活用も一層進まなくなる可能性もあります

ので、現状での新たな特定公共賃貸住宅の整備については、慎重に判断する必要があるものと考えております。

また、芸西村の特定公共賃貸住宅の戸数は26戸で、一般の公営住宅戸数87戸に対する割合は29.9%となっております。県下の自治体等を調べますと、特定公共賃貸住宅がない自治体もありますし、芸西村以外の安芸郡町村の割合は9.1%、県全体では4.4%となっており、芸西村は特定公共賃貸住宅が少ないとは言えない状況であります。

そういった状況を踏まえますと、現在、村におきましては、教育施設集約化や情報発信拠点施設整備をはじめとする、将来を見据えた大型プロジェクトを進めているところでございますので、住宅施策につきましては、現在の取り組みの継続と強化を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

5 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

おはようございます。5 番安岡公子です。通告に基づき質問をいたします。

まず、フレイル予防、今後の取り組みについてお聞きします。昨年の9月議会でフレイル予防の取り組みについて同僚議員が取り上げ、その後本村においても、フレイルサポーター養成講座が行われ、22 人のサポーターが誕生しました。

フレイル活動を広めるために、本村のあちこちに出かけてフレイルチェックを行ったり、啓発のための紙芝居づくりを行っており、近々紙芝居も完成する予定です。黄緑色のユニホームを着て、村中を元気にする取り組みをするために張り切っています。私も養成講座を受講しサポーターとなり、今日もこのユニホームを着てきました。

フレイル予防の活動として、全国の仲間とリモートで交流したり、3月には土佐市で行われたシンポジウムにもサポーター仲間と一緒に参加させていただきました。シンポジウムでは、「長生きを喜び合える未来をつくる一助になりたい。年寄りが弱っていくのは仕方ない、村が寂れていくのも仕方ないと思うのではなく、健康、生きがい、社会とのつながりを大切にし、人生の最期まで役割とつながりを持ち、次の世代へとつなげていく生きがいづくりにみんなで取り組もう。」と会場が盛り上がり、元気をもらって帰ってきました。

県内においては、仁淀川町と大豊町が大変参考になる取り組みを行っています。各市町村それぞれのやり方はあると思いますが、本村においては、サポーター養成後、次の段階として今後どのような取り組みを計画しているのかについてお聞きします。

次に、部落会の活性化についてお聞きします。このところ、村内各地域で部落会の役員の成り手がない、脱会する世帯もある、つながりが薄くなっているなど、部落会活動の低下が懸念されています。

この状況は、災害が発生したときの、共に助け合う共助の在り方の危機感にもつながると考えますが、対策をとるべきではないでしょうか。

また、新たに移住してきた世帯と部落長をつなぎ、部落会への加入を呼びかける取り組みが必要だと考えますが、行政としてはどのような取り組みを行っているのでしょうか。

次に、放課後児童クラブの時間延長についてお聞きします。現在の放課後児童クラブの終了時間は18時で、迎えが間に合わないという家庭からの声があります。村外へ通勤している人で、保育所・幼稚園の時は18時45分であったのに、45分の違いは大きく、間に合わないということです。

図書館も18時には閉まり待つ場所がない状況です。歩いて帰ることができる範囲から通学している子どもはまだ何とかかなるかもしれませんが、家が遠く、朝夕の送迎を保護者が行っている家庭の子どもは夕方安全に待つ場所がありません。村外に勤めている人で、今年度は勤務時間の時間短縮を申請して何とかやっているが、来年度からは困っているという声もあります。

高規格道路延伸で通勤圏が広がったことで、本村への移住を考える人も出てくると考えます。その場合、村外に職場がある人は、まず保育時間、放課後児童クラブの開所時間を見て選ぶことが多いと考えます。放課後児童クラブの時間延長が必要なときではないでしょうか。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

常光健康福祉課長。

○ 常光 紘正 健康福祉課長

おはようございます。安岡議員のフレイル予防活動の今後の取り組みについて、担当課からお答えいたします。まず、本村のフレイルサポーターの皆さまの活動に対して、心より感謝申し上げます。

昨年開催いたしましたフレイルサポーター養成講座では、22名の意欲的なサポーターが誕生し、既に村内各地でのフレイルチェック測定会やサンシャイン芸西店での啓発イベント、そして紙芝居作成など、多彩な活動を展開していただいております。黄緑色のユニホームの着用されての活動は、村民の皆さまにも大変分かりやすく、フレイル予防への関心を高める上で、大きな効果を生み出していると認識しております。

フレイル予防には、栄養・運動・社会参加の三つの柱が重要ですが、ご指摘のとおり、特に筋肉の減少を抑えるための運動は不可欠です。

現在、各ふれあいセンターにおいて、かっぱ体操、いきいき百歳体操などの介護予防体操を実施しておりますが、今後は、フレイルサポーターと協力して定期的な体操教室を開催し、特に体操事業に参加されていない高齢者層へのアプローチとして、サポーターから参加の声かけを行うことにより、より多くの村民の皆さまに参加していただき、運動習慣を定着させていきたいと考えております。

また、サポーターが実施するフレイルチェック測定会を、定期的かつ継続的に実施いたします。これにより、高齢者の皆さまが自身の健康状態を把握し、早期のフレイル対策に取り組める環境を整備いたします。

啓発資料として完成予定の紙芝居は、フレイル予防の重要性を分かりやすく親しみやすく伝える優れた教材となります。サポーターの活動状況を村の広報紙やホームページで発信し、フレイル予防への関心をさらに高めていきたいと考えております。

運動と同様に重要な栄養面での取り組みについても、サポーターと管理栄養士が連携し、栄養講座や栄養相談を実施するなど、総合的なフレイル予防を計画いたします。

本村では、昨年度からにっこりポイント事業を開始し、ボランティア活動やフレイル予防活動に参加する高齢者の皆さまにポイントを付与する仕組みを導入いたしております。サポーターの活動参加や体操教室への参加をこのポイント制度と連携させることで、高齢者の皆さまの参加意欲をさらに高め、地域全体でのフレイル予防の推進につなげていきたいと考えております。

フレイル予防は、単なる介護予防にとどまらず、健康寿命の延伸と地域全体の活力向上に直結する重要な施策です。サポーターの皆さまの熱意と各関係機関・団体との連携を基盤として、サポーターの皆さまの活動を最大限支援し、高齢となっても元気に生き生きと暮らせる村づくりを目指して全力で取り組んでまいります。

○ 仙頭 一貴 議長

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

おはようございます。安岡議員の部落会の活性化について、担当課からお答えいたします。

部落会活動の低下については、議員ご指摘のとおり、人口減少や少子高齢化、さらには生活スタイルの多様化を背景に部落会などの地域コミュニティ活動が低下傾向にあり、災害時の公助が即座に届かない状況において、住民同士が助け合う共助は命を守るための不可欠な要素です。地域の支え合いの基盤が弱まることは、災害時の避難支援や安否確認の遅れに直結しかねないという強い危機感を持っております。

従来の部落会の運営と、現代の住民生活の実態との間に乖離が生じていることも事実です。今後は、従来の枠組みの維持だけを目的とするのではなく、負担の軽減と地域活動への意識啓発を進めていく必要があると考えます。

具体的には、近年の物価高騰などの影響を考慮しながら、集会所運営補助金の見直しやデジタル活用による利便性向上も含めた取り組みなど検討してまいります。また、地域活動が負担ではなく、住民同士が顔の見える関係を築き、課題を解決するための場となるよう、防災訓練などを通じて改めて啓発してまいります。今後は、地区の実情に応じた柔軟なコミュニティの在り方について、住民の皆さまとともに検討してまいります。

また、議員ご指摘の移住者と部落長をつなぐ取り組みは、本村における定住促進策を進める上で重要な点であると考えます。移住者が地域に溶け込み、安心して暮らしていくためには、部落長をはじめとする地域住民との良好な関係構築が欠かせません。これまで、移住後は各地域に委ねていた側面がありましたが、行政が橋渡し役として、地域との関係づくりをサポートできるような体制を検討してまいります。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長
山内教育長。

○ 山内 將利 教育長
安岡議員のご質問にお答えします。

放課後児童クラブの終了時間について、議員ご指摘のとおり、高規格道路延伸により通勤圏が広がったこと、また、移住先として検討する際に、開設時間も判断材料の一つになることも認識しております。

放課後児童クラブは、利用する児童が1人でも支援員を2名配置する必要があり、人材確保が困難な状況ですが、子育て世代への支援のため、人材確保に努め、時間延長を行いたいと考えています。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長
5番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

再質問いたします。まず、フレイル予防の取り組みについてです。2週間の寝たきりは7年分の筋力を失うと言われてます。みんなでフレイルにあらがう生活をしようというのがサポーターの合い言葉で、トレーニングと食事で筋肉減少を抑えることが大切だと言われてます。

本村における次の段階として、トレーニング、つまり運動教室の充実が大事だと考えます。作業療法士の指導を受けながら、個人個人に合った形で筋力をつける機器の導入をどうお考えでしょうか。作業療法士の指導や機器の導入は、予算を伴うものですので、すぐにはできない場合は、当面、月に何回か同じ場所に黄緑色のユニホームを着て集まって、みんなで運動していく場所と運動内容の提供が必要だと考えます。

そして、第2回、3回とフレイルサポーター養成講座を開催し、フレイルにあらがう仲間を増やしていくことが大事だと考えます。フレイルサポーターとしては、フレイルチェック活動も大事ですが、みんなで集まって運動して、住民同士で励まし合いながら同じ方向を向いて達成していく、そのための行政としての後押しが大事ではないかと考えますが、今後の取り組みについてお聞きます。

次に、部落会活性化の取り組みです。近隣の市の取り組みを紹介します。近隣の市では、まず広報に、「ご近所で助け合おう町内会入会の勧め」が掲載されています。その中では、「町内会は今どうなっているのか、町内会にはどんなメリットがあるの」の説明とともに、「近所の方に町内会に入ってもらいたいけど、どのように声をかけたらよいのか分からない。そんな時は、担当職員と一緒に入会の案内をしますので、ご相談ください。町内会入会については、担当課までお問合せください。」とあります。また、移住者と町内会長をつなぐ取り組みとして、転入手続の際に加入を促す案内文の配布と、加入を希望している人には職員が直接の説明を行っています。加えて、町内会長からも加入を勧めてもらうために、住所や連絡先を町内会長へ提供する旨の同意書への記入をお願いし、転入者と町内会長をつなぐことを役所の窓口が行っています。窓口で配布している案内文には、町内会の活動内容のほか、災害時の助け合いには住民同士の日頃からのコミュニケーションが必要であることや、いつまでも安心して住み続けられる地域にするために、人任せにしない積極的な関わりの啓発を行っています。

本村においても、行政が率先して移住者と部落会をつなぐ取り組みとともに、脱会をとどめる何らかの施策を組み、共助あふれる村づくりに取り組むことが大事ではないでしょうか。人との関わりが煩わしい人もいると思われそうですが、人との結びつきを求めている人もいます。部落会という住民自治に対して、何もかも役場がやるべきだとは言いません。しかし、住民が日頃からつながることができる取り組みの啓発と援助の必要性、住民自治を育てるサポート役として、地域に関わっていく行政の仕事として、まだまだできることがあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

放課後児童クラブの時間延長については、先ほど前向きなご返事をいただきましたので、再質問を行いま

せん。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

常光健康福祉課長。

○ 常光 紘正 健康福祉課長

安岡議員の再質問についてお答えします。ご質問のとおり、「2週間の寝たきりは7年分の筋力を失う」というご指摘は、フレイル予防の本質を突いた極めて重要なご指摘です。これは、高齢者の筋肉が日常の活動不足によって急速に減少することを示す、日本老年医学会でも引用される科学的知見です。実際に、高齢者が入院中に1日で、筋肉が0.5%から1%ずつ減少するという報告もあり、短期間でも動かないことによる悪影響が極めて大きいことが示されています。

また、フレイル予防はチェックをするだけでは筋肉はつかないというご指摘は、お見込みのとおりです。本村のフレイルサポーターが現在実施しているフレイルチェック測定会は、あくまで気づきと啓発の段階であり、その後の実際の筋力向上へのアクションが不可欠です。

そのため、本村では、フレイル予防強化教室「げんきアップ教室」を開催し、運動機器を使用した運動機能の向上を中心に、栄養や口腔、脳神経活性など介護予防・フレイル予防のための総合的な事業の実施をリハビリ等の専門職を交えて、昨年度より実施いたしております。1クール3か月間の期間で、あったかふれあいセンターを利用して、フレイル予防はもちろん、個々に合わせた運動の提案を行い、運動習慣の継続を目指しています。今年度の実施予定回数は1回となっており、今年度までで明らかになった課題をもとに、必要な体制を整え、次年度以降、規模を拡大して本格的に実施していきたいと考えています。

ご質問をいただいた議員のご指摘のとおり、フレイル予防はチェックから始まり、トレーニングと食事で筋肉減少を抑え、社会参加を促進するという段階的かつ総合的な取り組みが必要です。本村といたしましても、リハビリ専門職との連携を強化し、個人個人に合った形で筋肉をつける体操教室の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

みんなでフレイルにあらがうという理念のもと、サポーターの皆さま、村民の皆さま、そして医療・介護専門職が一体となって、高齢となっても元気に生き生きと暮らせる村づくりを目指してまいります。

○ 仙頭 一貴 議長

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

安岡議員の再質問についてお答えします。共助の本来の意義である、災害時の助け合いや地域の見守りなど、双方が共有できる場づくりが大切だと認識しております。

今後も移住者の方と住民の方が共に支え合い、安心して住み続けられる取り組みとして、議員より提案のありました窓口での転入手続き時に、移住者の同意を得た上で連絡先を部落長へつなぐ仕組みや、部落会の負担を減らす取り組みなど、部落会活動の維持、運営体制の仕組みづくりなどを他の自治体の先進事例なども参考にしながら、本村の実情に即した実効性の高い連携策の実現に向けて取り組んでまいります。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

3番山本俊二君。

○ 山本 俊二 議員

おはようございます。3番山本俊二でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

当村の空き家対策の件ですが、現在、当村の人口は約3500人で、全国や近隣の自治体と比べると減少人数は少なく、過疎ではない状態にあるようです。しかし、ほかの自治体より減少人数が少ないから良いのか、とも思えません。

当村の子どもの出生数は、20年前には35人、10年前は25人、5年前は13人、それ以降は15人前後とい

うように減少の一途をたどっています。ただ、前年の2025年は19人と若干の増加であり、当村の広報4月号で紹介している当村の行政サービスが功を奏しているのかもしれませんが、人口減少率としましては、5月30日の高知新聞ではマイナス3.8%となっています。

6月4日の高知新聞では、県の出生数は3079人で過去最低でした。出生数の減少は想定より15年ほど早く推移しているようです。このままでは、近い将来過疎にたどり着きます。移住者の受け入れもそうですが、村外に移住して出て行かれる人も含め、早急に受け入れられる態勢を整えなければと思います。

その一つが空き家対策ですが、当村には移住したいが住む所がないと聞いたことがある方は少なくないと思います。でも、空き家は多くあります。また、それは増加傾向にあると思われます。では、なぜ空き家が多いのに貸し家とならないのか。それは「法事ごとの時に親族一同の集いの場所となり、仏壇があるので貸しにくい」と私は聞いたりして、そうなのかなとは思っていました。でも、本当にそうでしょうか。聞くところによると、何日もかけて片づけて粗大ごみを処分したり、その上、クリーニングして貸し家レベルにするはとても無理だと思っている人が一定いるようです。

当村の広報4月号の行政サービス、これはSNSでも発信されていますが、確認してみますと、空き家改修費補助があり、移住者の居住するための空き家のリフォーム費用は上限270万円まで助成されますが、片づけ費用の助成はありません。片づけ費用にも助成が必要ではないでしょうか。

片づけ費用をネットで調べてみますと、そういう業者さんはあるようですが、費用が一戸建てで数十万円から50万円ほど。大量のごみがあったり、特殊清掃が必要であったり、水回りの劣化が激しい場合などは、オプションとしてさらに上がることがあるようです。そして業者によっては、貴重品探索オプションなどもあり、通帳や権利書などを重点的に搜索し報告書を出してくれるところもあります。もちろん費用はプラスされます。このように貸し家にするのが大変なこと、費用がかさむことが貸し家の増えない理由の一つだと私は思います。

村内居住の若者でも、ひとり立ちし、貸し家を探しても村内には見つからず、仕方なく村外に移住している人もいると思います。しかし、片づけをしていて貸し家にすることができる家があれば、移住者も村内にとどまる人も増えてくると思います。移住者だけではなく、住む所がなく村外に移住する人にも、できるなら村内にいてもらいたいと思います。

企業誘致などもそうだと思います。せっかく企業を誘致しても、従業員の住む所はありません。当村は人口を増やし、成長・進化していかなければなりません。住む所は一丁目一番地であると思うところです。

当村の行政サービスは、他の自治体と比べると充実していると思います。ただ、住む所が少ない。空き家対策は必要だと思われます。

そして、全国では空き家窃盗が急増していて、被害は四国4県が特に多い現状もあります。空き家窃盗とは、徘徊し空き家を見つけて、夜中に短時間で金品や高価な物を盗んでいくことで、2、3人で行動しているようです。私の家の近辺でも、今まで見かけない人たちが来ています。農業用の車ではなく、燃費のよさそうな車で県外から来ているようです。空き家が少なくなれば、そのリスクは下がると思います。防犯の意味でも空き家対策は必要だと思います。

今後、移住促進、人口増加の一環として、空き家対策をどのように考え、取り組んでいくのか伺いたします。

○ 仙頭 一貴 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

山本議員の質問について、空き家対策担当課としてお答えいたします。

空き家バンクへの登録数は、5月末現在で12件です。賃貸契約中が6件で、残り6件は売買を募集しており、貸借できる物件はありません。

空き家が活用されない最大の要因は、所有者の意向と事情の多様性にあると考えます。例えば、いずれ使うとか、子や孫が帰ってくるかもしれないなどの理由で躊躇される所有者がいます。また、将来を案じて貸出しではなく、売却を希望されることも多いです。相続手続が進まず、所有者が明確にならないことや、貸すためには改修の必要があり、費用の確保が難しい場合もあります。

荷物の片づけ費用や労力が負担になっているのではとのことですが、お考えのとおり、長年の生活用品や家財が残されており、整理に手間と費用が負担になっていることから、貸出しに踏み込めない状況もあります。

片づけの補助制度につきましては、移住者を対象とした空き家改修事業において、リフォームとともに荷物整理の補助制度がありますが、4月広報の各種支援制度のお知らせには、ページの都合もありまして掲載しておりませんでした。

また、この空き家改修事業は、移住促進が主な目的ですが、議員ご指摘のとおり荷物の整理が進めば、空き家の活用が進む可能性もあると考えますので、今後検討の必要があると考えます。

定住対策として、若者の流出防止を図るために取り組むにしても、対象者は誰か、どういった場合に適用できるのか、需要見込みなど制度設計や財源の確保もありますので、検討課題として研究してまいります。

空き家の利活用としましては、補助制度のほかに、村が所有者から借り上げて改修する空き家再生住宅の整備と空き家バンクの登録数の増加に注力し、空き家の利活用を進めてまいります。

空き家の窃盗事件が急増している問題についてですが、深刻な社会問題として認識しております。空き家は所有者の財産でもありますから、憲法で規定する財産権や民法で規定する所有権に基づき、所有者の責任において自主的に管理することが原則ではありますが、周辺環境に与える影響は見過ごすことはできませんので、当村でもそのような事態にならないように対応が必要ではあります。窃盗対策は単なる防犯問題にとどまらず、地域住民の生活安全環境を保全するといった観点からも重要な課題です。

対策につきましては、空き家の実態把握により所有者や管理者に対する適切な管理の指導や説得、地域から相談などがあった場合は所有者などを特定し催促、空き家の活用促進、危険な空き家であれば除却支援など、空き家の適切な管理方法に関する情報提供などを行います。これは家屋のほか、敷地内にある草木についても同様です。また、窃盗などの犯罪行為の懸念がある場合は、警察にも協力を仰ぎ、連携して対応しなければならぬと考えます。

いずれにしても、空き家対策計画に基づき、各種支援制度により使用できる空き家は利活用を進め、危険な空き家は除却を進めるなどして、空き家対策に取り組んでまいります。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長
3番山本俊二君。

○ 山本 俊二 議員

再質問させていただきます。条例に片づけ費用があるということですが、条例にあっても、広報しなければ無いと同じだと思います。早急に広報の行政サービスなどを訂正していただき、また、広報する場合は、全体も見直ししていただく必要があるとは思いますが。

そして、今ある条例ですが、移住者限定であるならば、移住者だけではなく貸し家などにすることで村外に出る人を村内にとどめることもできると思いますので、条例の変更を検討する余地があるのではないのでしょうか。

村長の見解をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長
松本村長。

○ 松本 巧 村長

山本議員の再質問にお答えいたします。空き家対策全般におく対応につきましても含めて回答させていただきます。

移住促進、人口減少対策におきまして、住宅確保は最大の課題と認識をしております。空き家対策と移住促進を一体的に取り組む必要があると考えております。

以前の議会答弁でも申し上げましたが、今後の村での居住環境の整備に関する私の思いといたしましては、新たな住宅建設や宅地造成への取り組みではなく、既に存在する空き地・空き家を有効に活用していきたいと考えておりまして、使用できない危険な空き家は除却を進め、空いた土地は新たな住宅建設に有効に活用

し、使用可能な空き家も有効に活用していただきたいと考えております。そのための補助制度も創設しておりますが、社会情勢やニーズに応じて制度の見直しも検討していく必要があると考えているところでございます。

本年度からは耐震性の低い住宅の除却の支援を始めましたし、空き家バンク登録の推進や、移住者に安価で貸し出す移住支援住宅などに取り組んでまいりました。空き家につきましては、それぞれの所有者に荷物の整理や、将来使用が見込めるなどさまざまな事情があります。各種の補助制度を用意して取り組んでいるところでございますが、空き家バンクの登録や移住支援住宅の戸数は思うように進んでいないのが現状であります。

そういった状況の中で、議員のご質問にあります片づけ等への補助制度の取り組みにつきまして、4月号の広報において、制度の周知ができていない点もございますので、早期に周知を図ってまいります。また、補助対象者や事業内容につきましても、若者等の村外への流出防止を図るためにも、村内に居住する者も対象としてどのような形であれば実施が可能か、財源や事業費の見込みなども含めて、補助要綱の改正も検討していきたいと考えております。

今後の取り組みといたしましては、補助制度の広報の強化のほか、村からの情報発信においては、空き家バンクに登録する貸し家や空き地情報の充実を図りたいと考えております。そのためには、物件情報を増やしていくことが重要でありますので、空き家や空き地の所有者への補助制度の周知や活用に向けた働きかけについて、現在も取り組んでいるところではございますが、今後さらに強化をしていきたいと考えております。

また、住宅取得費用の補助につきましては、中古物件の取得も可能となっておりますので、空き家の流動化にも期待をしております。

移住支援住宅も契約期間が満了し、所有者への返還が始まっておりますので、新たに所有者のご協力がいただける空き家がありましたら、活用して移住促進につなげてまいります。

空き家対策は、単なる建物の問題ではなく、村の人口減少と地域活性化の中核をなす施策です。今後も関係各課一丸となって、移住希望者のニーズに応じた多様な施策を展開し、若年層や子育て世代の移住定住促進に全力で取り組んでまいります。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

7 番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

おはようございます。7 番岡村俊彰です。通告に従いまして一般質問します。私からは2点について質問いたします。

まず1点目は、生活支援地域振興券の配布についてです。今年3月中旬以降から村民1人につき2万円、さらに子育て世帯応援券として18歳以下の子ども1人について3万円が加算され、順次発送されると通知のあった生活支援地域振興券ですが、村内の地域により、配布時期が早い地域は3月下旬頃で、遅い地域には4月中旬を過ぎた地域もあるようです。このような住民サービスにおいて、居住地域によって格差が生じるのは好ましくありませんが、今回の配布時期の遅延の原因をお伺いします。

次に2点目は、旧西分ふれあいセンターの今後の有効活用についてです。今年の3月末で第2香南くろしお園がいせい分園が撤退しましたが、もともとは西分地域の高齢者が通っていた西分ふれあいセンターでありました。旧西分小学校の校舎で歴史的価値も高い建物で、地域の住民からは、歩いて行ける近くで高齢者から子どもが集える場所が欲しいとも伺います。この施設の将来的な有効活用についてお伺いします。

○ 仙頭 一貴 議長

常光健康福祉課長。

○ 常光 紘正 健康福祉課長

岡村議員の生活支援地域振興券の配布について、並びに旧西分ふれあいセンターの今後の有効活用について、担当課からお答えいたします。

まず、配布時期の遅延により、村民の皆さまにご迷惑をおかけしたことについて、心よりおわび申し上げます。当初のお知らせでは、3月中旬以降から順次発送するとさせていただいておりましたが、地域によって4月中旬を過ぎての配布となってしまう申し訳ございませんでした。

遅延となった経緯といたしましては、配布物の全てを令和8年3月19日に発送処理させていただきましたものの、配送事業者が配布物を全て配り終えるのに、約1か月の期間を要したことが原因となっております。

配送記録を確認できるよう受取が必要な配送であったことと、配送事業者のもとの担当人員が少なかったことに加えまして、3月は配送事業者の人事異動の時期であり、新しい配置での業務開始に伴う引継ぎや、体制整備が必要になることから、通常よりも長い配送期間がかかったとお聞きしております。また、配送効率を考慮して、地域ごとに配送スケジュールを組むため、地域によって配布時期にばらつきが生じやすくなっております。

本来であれば、事前に配送事業者と十分に協議し、配送期間や地域ごとの配送スケジュールについてより詳細に把握した上で、村民の皆さまにお知らせすべきでした。この点についても、私どもの準備不足であったと認識しております。

続きまして、旧西分ふれあいセンターの今後の有効活用についてお答えいたします。ご質問のとおり、第2香南くろしお園がいせい分園が、今年3月末をもって撤退いたしました。当該施設は、ふれあいセンターとして、高齢者の健康増進や地域交流の拠点として活用されてきた経緯があり、地域住民の皆さまにとって大変重要な施設であることを認識しております。

本施設の今後の有効活用につきましては、現在のところ具体的な方向性を定めておりませんが、ふれあいセンターに限定せず、幅広い視点から検討してまいりたいと考えております。

現在、ふれあいセンターへは、デマンド輸送の導入により、村民の皆さまが自宅から各ふれあいセンターへ直接送迎を受けることが可能になったことで、必ずしも近隣のセンターに限定されない選択肢が広がりました。また、ふれあいセンター利用者の減少傾向が続いており、利用者の高齢化や固定化が進み、新規利用者の開拓に課題があるという状況です。このため、ふれあいセンターとしての機能だけでは、当該施設の活用方法として十分とは言い難い状況にあります。

こうした課題を踏まえ、当該施設の活用方法につきましては、村全体のニーズを把握しながら総合的に判断していく予定です。

また、建物の安全性の確認も重要な課題です。当該施設については、耐震診断を受けることが必要であり、その結果に応じて、新しく施設を活用していく前に耐震補強を含めた改修工事が必要になると想定されます。

本施設の利活用につきましては、地域の皆さまのご意見を踏まえ、村全体のニーズとバランスを考慮しながら、最善の判断をしてまいりたいと考えております。

○ 仙頭 一貴 議長

7 福岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

再質問いたします。先ほどの課長答弁から遅延した原因を踏まえて、以降このような案件があるかどうかは不明ですが、居住地域による住民サービスの格差が生じないように、今後の対策についてお伺いします。

また、2点目の質問での旧西分ふれあいセンターの有効活用については、今後の村政運営にも関わってくると思われます。

1点目、2点目の質問を含めて、村長の見解をお伺いします。

○ 仙頭 一貴 議長

松本村長。

○ 松本 巧 村長

岡村俊彰議員の再質問にお答えいたします。

まず、生活支援地域振興券に関するご質問についてですが、今回の配布遅延により村民の皆さまにご迷惑

をおかけしたことについて、改めて心からおわびを申し上げます。

このような事態が生じた背景には、私ども村の準備不足と、配送業者との事前協議の不十分さがあったと認識をしているところでございます。

今後、このようなことが起こらないよう、大規模な配布を行う場合には、事前協議を徹底し、事業者を決定した段階で、直ちに協議をはじめ、配送時期、地域ごとの配送スケジュール、配送能力などについて詳細に把握をいたします。特に、3月など人事異動時期につきましては、通常よりも長い配送期間が必要となることを前提に計画を立案していきたいと考えております。

さらに、郵送だけに頼るのではなく、窓口交付など複数の配布方法を組み合わせることで、より多くの村民の皆さまが迅速に配布物を受け取ることができるような取り組みも検討してまいります。

今後、このようなご指摘をいただかないよう、より丁寧で公平な行政サービスの提供に取り組んでまいります。村民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

続きまして、旧西分ふれあいセンターの活用について、課長答弁とも重複いたしますが、お答えをさせていただきます。岡村議員のご質問のとおり、第2香南くろしお園がいせい分園が今年3月末をもって撤退をいたしました。

当該施設は古くは、西分小学校の校舎として西分地域の教育と地域コミュニティの中心として、長年にわたり地域の発展に貢献をしてきた施設であります。そして、その後は、ふれあいセンターとして活用されてきた経緯があり、地域住民の皆さまにとって極めて重要な施設であることは認識をしているところでございます。

また、ご指摘のとおり、「歩いて行ける近くで集える場所が欲しい」というご要望も、地域の皆さまから直接お聞きもしており、地域コミュニティの維持という観点から大変重要なご意見だと考えております。

また、先ほどの課長答弁でも触れましたが、ふれあいセンターの利用者も減少傾向が続いており、利用者の高齢化や固定化も進み、新規利用者の開拓にも課題があるという状況でございます。本施設の活用方法につきましては、社会情勢や村民生活も変化をしていく中で、村内の貴重な公共施設でありますので、有効に活用することが望ましいことは誰もが思うところでございます。今の時代に合った福祉・教育・地域振興・生涯学習といったさまざまな分野のニーズを総合的に勘案して判断する必要があると考えております。

また、古い建物でございますので、耐震診断を行っていないものの耐震性が確保されていない可能性が高く、耐震改修にどれだけの費用が必要になるかも検証する必要があります。

限られた財源の中で最大限の効果を生み出すために、ニーズの把握とさまざまな活用方法を今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

暫時休憩します。

〔休憩 9：59〕

○ 仙頭 一貴 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔再開 10：09〕

6 番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

6 番西笛千代子です。通告に従いまして一般質問をいたします。

最初にポータルサイトを活用した人口減少対策についてお伺いいたします。先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたが、5月30日付けの新聞記事に、過去3回の国勢調査にて、県内の34市町村全てで人口減少しているとありました。今回の調査では、減少率が最も低いのは南国市、次いで香南市、次に芸西村の3.8%であったとあります。これは大変喜ばしいことではありますが、減少しているのは危惧されることだと考えます。

減少を止めるには、Iターン、Uターンを考える人たちをどうやって芸西村に興味を持ってもらうことができるかも重要ではないでしょうか。

高知県UIターンサポートセンターが運営しているポータルサイトの「いこうち！」を活用して、関係人口を増やしていくのはどうでしょうか。少し「いこうち！」を説明させていただくと、「高知県の地域団体の

様々な「困りごと」に全国の皆さんが「お手伝い」をしていただくことで、極上の田舎・SUPER LOCAL KOCHIにどっぷり触れながら地域の方と交流し、支え合いをつくるプロジェクト」と県のホームページにあります。

今年、3月28日の安芸市赤野地区の赤野獅子舞桜まつりは、この「いこうち！」でお手伝いを募集したところ参加した人がいたとのことです。また、現在、赤野の大元神社夏神祭のお手伝いも募集しております。サイト内の募集内容は、仁淀川上流の清掃や、しもなの郷集落活動センターの大掃除、また各地で行っているイベントの手伝いなどさまざまです。

5月28日付けの「いこうち！」を紹介する記事の見出しを引用すると、「客ではなく、労働力でもなく」とのことでした。この「いこうち！」を活用することで、多くの人たちに芸西村を知ってもらい、竹灯りイベントの手伝い、さとうきびの収穫・製糖作業、農産物の収穫体験などで関係人口の増加につなげることができるのではないのでしょうか。宿泊して体験したい人には、村内に宿泊施設もあるのも強みになるのではないかと考えます。また、「いこうち！」には交通費・宿泊費の一部助成があります。

現在、村には、子育て世帯に手厚い支援策があり、SNSなどで広報をして村の魅力を発信していますが、実際に芸西村に来て興味があることを体験してもらい関係人口を増やすことが、村の人口減少対策につながると思いますが、ポータルサイトの活用についてのお考えをお聞きます。

次に、和食ダムの周辺整備についてお聞きいたします。定例会初日、村長の行政報告にて、文化資料館・筒井美術館にて、5月10日まで開催された「和食ダム完成記念展」には650人が来場したとありました。これはダムの人気の高さがうかがえます。

令和6年3月議会にて、ダムの周辺整備についての一般質問をいたしました。前村長の答弁では、補助金や交付金がない中での財政確保に大変苦労しているとあり、植樹に関しても民間の無料配布のお話も出てきました。

現時点で調べると、企業や公益財団法人緑の募金を利用した苗木の無料配布がいろいろとあるようです。無料配布を利用して、前の質問に関係しますが、「いこうち！」で村外の人たちを募り、住民の皆さまのご協力も仰がなければなりません、遊歩道や駐車場周辺に植樹をすることができるのではないのでしょうか。関係人口を増やすことにもつながると思いますが、どうお考えでしょうか。

ダムの湖畔ですが、現在、駐車場は完成しているようですが、左岸側の遊歩道と展望台の周遊コースの整備はまだ進んでないように見受けられますが、周辺整備の進捗状況とこれからの計画についてお聞きいたします。質問は以上です。

○ 仙頭 一貴 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

西笛議員のご質問について、移住担当課としてお答えいたします。議員おっしゃるとおり、村を知らない方には、SNSや各種の媒体を使って村の魅力を発信し、興味を持ってもらうことがきっかけになりますし、村出身の方には、ふるさとを思い帰ってきたくるような情報を発信することで、Uターンの可能性につながると考えます。

これまでとしましては、高知県の移住ポータルサイトである「高知家でくらす」や、総務省が運営する「ふるさとワーキングホリデーポータルサイト」などを活用して、移住者に向けた芸西村の情報発信をしております。

今年度からは、人口減少対策交付金を活用して、移住や関係人口促進のためのマッチングサービスである「スマウト」の利用を開始しました。地域に興味のある登録された方に直接スカウトができるサービスで、直接やり取りを行うことが可能になりますので、コミュニケーションを取りながら、継続的なつながりを持って情報発信をしております。

「いこうち！」の掲載内容を拝見しますと、地域の祭り、行事運営、収穫作業などのプログラムが主で、お手伝いを募集しており、議員がお考えのとおり、地域の方々と交流を深めて関係を築き、移住につなげることを狙っていることと思われます。各プログラムの主催は、集落活動センターや協議会、保存会などの活動組織です。

議員が提案されます「いこうち！」を活用して、関係人口を増やし、移住につなげるといったことは有意義な取り組みであると捉えており、村では、竹灯り実行委員会主催で竹灯りの宵で使用するオブジェ製作のお手伝いを募集する計画であり、掲載は8月頃の予定と伺っております。竹灯りの製作作業は、短期間で多くのオブジェを作る必要があるため、役場職員に加えて、毎年ボランティアを募っており人手を必要としています。竹灯りは、多くの人が訪れる芸西村を代表する人気イベントでもあるため、お手伝いとして参加してくださる方にとっても満足度は高いと思われますので、「いこうち！」の趣旨に合っていると思います。

関係人口の増加は、移住促進にもつながるものでもありますので、その他のプログラムの掲載も考えたいと思いますが、プログラムの内容は行政主導で行うものではなく、地域との交流が欠かせないと考えます。単なる体験イベントに参加を呼びかけるのではなく、地域に根差した活動をしている組織・団体が、その活動を広く知ってもらい協力を願う地域と、手助けをしたいと願う協力者の思いが結ばれることに意味があることだと考えます。村はそうした活動の後押しをすることで、移住につなげてまいりたいと考えます。

「いこうち！」の活用は、サイトの趣旨に沿った形のプログラムかどうかなど内容を考慮しながら取り組んでまいります。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。ダム周辺整備に関するご質問に担当課からお答えします。

議員ご提案の村外の方々と村民が植樹を通じて交流を深める協働での植樹イベント、及び高知県関係人口ポータルサイト「いこうち！」の活用につきましては、景観美化にとどまらず、参加者が村に愛着を持ち継続的に関わっていただく関係人口の創出、拡大の観点からも、非常に有意義な取り組みであると認識しております。

ご質問のありました箇所のうち、遊歩道につきましては、幅員が狭く、新たに植樹を植栽するための十分なスペースを確保することが難しい状況でございます。

駐車場周辺につきましては、現在、地元の住民の方からご提供いただける予定の樹木がありまして、その一部に植栽を行う予定で進めております。

駐車場周辺におけるそのほかのスペースにつきましては、残された場所が限られており、植栽できる箇所は数か所程度、受け入れ人数も少人数の小規模なものになる見込みです。

また、ご提案の「いこうち！」の活用につきましては、村への関心が高い方々へ情報を届けることができる大変魅力的なツールである一方、今回の数か所程度という小規模なイベントに対して、募集の規模感が見合うのかどうか、また、掲載の条件を満たせるかなどの実務的な面での精査が必要になると考えております。しかしながら、小規模であっても、村外の方と村民が共に村の景観をつくることは、関係人口創出において大変価値のある取り組みだと思います。

担当課としまして、この残されたスペースを活用し、議員からご提案いただきました、村外からの参加を募る形で植樹イベントができないか検討を進めたいと考えております。地域の温かい思いを生かしつつ、新たな交流の輪を広げる素晴らしい機会になるように検討してまいります。

次に、ダム周辺整備の進捗状況と今後の整備計画についてお答えします。

駐車場周辺の整備につきましては、村が行うトイレや東屋などの整備は完成しております。また、駐車場の北側では、県が張芝及び川側斜面对策工を予定しておりまして、令和8年度中の完成で進めていただいております。これによりまして、駐車場周辺の環境が整備され、利用者の安全性と景観の向上が図られると考えております。

ダム堤体から上流部でダム湖を周遊するコースの進捗状況でございますが、現在、ダム堤体から左岸の基幹管理道の舗装、転落防止柵設置工を県が発注しております。また、そのさらに上流で村が整備しました人が歩けるほどの支線管理道がありますが、少しでも歩きやすいようにするために、路盤改良や転落防止柵を県工事で行っていただく予定になっております。

工事のスケジュールにつきましては、基幹管理道の舗装工事を本年10月の完成予定で進めておりまして、その後、村が整備した支線管理道の路盤改良工事を行うことになるため、令和9年度にかけて施工を行うこ

とになります。

なお、ダム左岸の法面上部の展望台につきましては、県が整備します法面管理道を利用して上がっていく計画ですが、このアクセス道が急勾配であることから、安全性を考慮しながら検討を進めるようにしております。

周遊コースを含めました全ての施設が利用できるまで相当な期間を要しますが、これらの整備によりましてダム周辺が観光資源として活用され、地域活性化につながるよう、高知県と連携協力しまして事業を進めたいと思います。以上になります。

○ 仙頭 一貴 議長

暫時休憩します。

○ 岡村 星弥 副議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

10 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

10 番仙頭です。通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大規模災害の対応はということで質問させていただきます。3月定例会でも同僚議員から、避難訓練や災害時の初動対応などの一般質問がありました。過去に、私も災害対策本部になる庁舎の耐震化について一般質問をさせていただいたこともあり、災害時の対応については、私なりに思うところがあり一般質問させていただきます。

災害対応は行政の責任です。発災時に迅速かつ的確に責任を果たせる体制がとれているのでしょうか。通常時から防災計画に基づき、避難訓練や備品、食料備蓄をしているのは承知をしていますが、内容をお聞きます。

災害対応の中でも災害対策本部は、災害対策の基本であり要であると思いますが、災害対策本部の設置訓練の内容、どれぐらいの頻度で行われているのかをお聞きます。

また、災害対策本部に属する関係各機関の機能、能力が発揮できるという確認はとれているのかをお聞きます。以上です。

○ 岡村 星弥 副議長

長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

仙頭議員の大規模災害への対応について、担当課からお答えいたします。

災害対応につきましては、住民の生命と財産を守ることを最優先に、行政が責任を持って取り組むべき重要な業務であると認識しております。一方で、大規模災害時には、行政のみで全ての対応を完結することは困難であり、さまざまな防災関係機関との連携、さらには住民一人ひとりの自助・共助の取り組みが不可欠であります。

本村におきましては、災害対策基本法に基づき、芸西村地域防災計画を策定しており、この計画は、災害発生時の応急対応のみならず、平時における防災意識の啓発、備蓄物資の整備、ハザードマップの周知、さらには避難所運営の体制整備など、被害を最小限に食い止めるための具体的な指針として位置づけております。行政として、村民の生命と財産を守る責務を深く認識し、計画に掲げた項目を一つずつ確実に実施し、災害に強い村づくりを推進しているところであります。

ご質問の災害対策本部の設置訓練につきましては、初動対応における情報収集訓練を毎年実施しておりますが、全庁での大規模な訓練は、平成25年に実施して以降、実施できていない状況であります。昨年度に実施を予定しておりましたが、スケジュールの都合により実施には至りませんでした。これまで災害対策本部の設置訓練が長期間実施できていなかったことは、本村の災害対応力を高める上で課題であると受け止めております。本年度につきましては、県と協力し、南海トラフ地震が発生したことを想定した図上訓練を実施す

る予定でございます。

また、災害対策本部に属する関係機関の能力が十分に発揮できているかという点につきましては、現時点で十分な確認ができていないと言え難い状況です。大規模災害時には、行政単独の力には限界があるため、消防、警察、自衛隊、さらには防災協定を締結している民間事業者や地域団体との連携は必要不可欠であります。

今後は単発の訓練に終わらせるのではなく、関係機関との顔の見える関係づくりを進めながら、継続的に訓練を実施し、災害時に実効性のある体制づくりに努めてまいります。以上です。

○ 岡村 星弥 副議長

10 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

災害対策本部の立ち上げ訓練は、最低でも年に一度は行う必要があると思います。回数を重ねることで練度を上げていくことができ、やってみないと分からない問題も出てくるのではないのでしょうか。災害対策本部が保有すべき状況察知能力や不測の事態への想像力も養うことができるのではないのでしょうか。従来のシナリオのない実践的な図上訓練や、防災教育の充実度が必要だと思いますが、お考えをお聞きます。

また、本部長である村長を支える各部門の長の代行者などのバックアップ体制や、縦割り体制を排した全般体制の仕組みなどをどう考えているのでしょうか。南海トラフ地震の被災時、被災しない姉妹都市などがあれば心強いと思いますが、村長のお考えをお聞きます。

また、大規模災害時、執行部側から見て、議会や議員に対してどのような情報共有や地域での役割を期待するのかもお聞きます。

大規模災害では、通常業務とは異なる、苛酷な現場に職員が直面すると思います。遺体安置所の設置など、精神的負荷が極めて高い業務に突発的に従事する職員自身のメンタルヘルスを守るためのサポート体制についてどのようにお考えになっているかをお聞きます。以上です。

○ 岡村 星弥 副議長

松本村長。

○ 松本 巧 村長

仙頭議員の再質問にお答えをいたします。

仙頭議員とは5月に開催されました町村会と市長会共催の防災に関する講演会に共に参加したところでございますので、防災対策の重要性に改めて認識をされたことであると思います。

私も首長といたしまして、村民の生命と財産を守る最終責任者としての役割について改めてその責任の重さと、平素からの準備の大切さ、そして、発災時に求められるリーダーシップ等について強く認識をしたところでございます。そのため、6月2日には、消防庁主催の市町村長の災害対応力強化のための個別研修も受講し、私自身の災害対応力の強化にも努めているところでございます。

まず、災害対策本部の立ち上げ訓練についてのご指摘につきましては、本村の災害対応力を高める上で極めて重要なご指摘であります。訓練を重ねることで練度を向上させ、平時にこそ確認すべき課題を洗い出すことが重要であることは、過去の大規模災害の事例からも明らかであります。本村といたしましては、ご指摘を真摯に受け止め、今後は、年一度の災害対策本部設置訓練を実施する方向で検討をしてまいります。

また、実践的な図上訓練の実施につきましても、ご指摘のとおりでございます。マニュアルに沿った訓練のみならず、不測の事態への想像力を養うため、想定外の状況を想定した実践的な訓練が必要であります。実際の災害対応で直面する可能性のあるさまざまな課題や判断を迫られる状況を取り入れ、職員の対応能力を向上させてまいります。

次に、本部長を支える各部門の長等のバックアップ体制についてでございます。大規模災害時には、幹部職員が被災し、対応できない事態も想定しておかなくてはなりません。現在、本村では、各部門の長に加えて副部長を配置しております。万が一の場合に備えた体制整備を行っております。

さらに、縦割り行政を排した全般的な対応体制につきましても、ご指摘のとおりでございます。災害対応においては、各部門が専門職務を全うするだけでなく、全庁的な視点から優先順位を判断し、一体となって対応することが重要であります。本部内での情報共有を徹底し、本部長である私のリーダーシップの下、各部門が連携して全庁的な対応を行える体制を構築してまいります。今後は、訓練を通じて、こうした実効性を一層高めてまいり所存でございます。

次に、被災地外からの支援体制、受け入れ等についてでございます。大規模災害時における外部支援は極めて重要です。現在、本村において、高知県大川村と「災害時における相互応援に関する協定書」を締結しておりますが、他の自治体との姉妹都市提携等の実績はございません。南海トラフ地震等の巨大災害を想定した場合、物資や人的、技術的支援の確保は重要課題であります。今後、防災及び相互支援体制構築の観点から、他自治体との連携についても検討していきたいと思っておりますが、被災地での視察や関係者の体験談などの講演などをお聞きしますと、発災後には、政府機関や民間団体、NPO法人、企業など、多くの支援が期待でき、職員の負担を軽減するためには、復旧復興の長期化に備えて、民間団体や支援団体への可能な範囲の業務委託の推進と住民の経験と技術の活用も重要であるとのこととあります。

そういった意味では、特定の自治体との友好都市関係においては、長期間、あるいは大勢の職員の派遣については難しいと思われまので、友好都市等につきましては今後検討していければよいと考えているところでございますが、災害時の支援というよりは、歴史や産業・文化・地名といった相互の自治体の関わりの中で、良い関係を築くことができれば、子どもたちや住民間での交流、あるいは共催イベントの開催などにつなげることができ、また複数の団体での協定なども含めて望ましいと考えております。

次に、大規模災害時の議会や議員に対してどのような役割を期待するかというご質問ですが、発災直後はまず自分自身の身を守ってもらうことが大前提であります。その上で、被災者の安全確保や避難誘導等、地域住民のリーダーとして活動していただけることが、地域を代表である議員の皆さまに期待されるところではないでしょうか。また、地域の状況を本部に伝えることや、被災者支援の活動に協力できることがあればお願いできればと思いますが、被災時にはどんな状況になるかも、どんな被害が発生しているかも予測ができない状況であり、議員の皆さまにも、執行部がどんなことを期待するかというよりは、どんなことができるかをご自身で考えていただくことが大切ではないかと考えております。

最後に、大規模災害時には特定の部署にとどまらず、通常の業務に加え、亡くなられた方への対応はもとより、避難所運営、救援物資の管理、配送、上下水道や道路の復旧など、膨大な事務量が発生する中で、対応する職員の人数は限られた状態がしばらくは続くと思定をされます。これまでの被災地の実情を聞くと、職員は義務感から無理をしがちであり、管理する者は職員に十分休養をとらせて、心身の安定と健康管理、そして業務負担の軽減を図らなくてはならないという話を聞くとところでございます。職員も被災者であることに変わりはありませんので、状況に応じて業務負担を軽減し、無理をしないように気配りをして支え合って復興に向けて取り組んでいくことが必要であると考えております。以上でございます。

○ 岡村 星弥 副議長

暫時休憩します。

○ 仙頭 一貴 議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

4 番濱田です。通告に従いまして質問させていただきます。私からは、生きづらさを抱える方への就労支援について伺います。

本村における生きづらさを抱えている方への支援については、社会福祉協議会や芸西病院のアウトリーチ推進事業など、多様な機関との綿密な連携により積極的に行われていると聞いております。

しかしながら、その方々が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようになるためには、就労支援は重要と考えております。引きこもりなど、さまざまな事情で生きづらさを抱える方は、その特性にもよりますが、一般企業への就職が難しく、また就職できても就労の継続が困難な場合が多いと言われてお

ります。

そこで、一般就労ではなく、本人の意向や適性等を踏まえた就労の機会を提供することが、自立した社会生活への第一歩になると考えます。本村においても、施設園芸等の個人事業主や法人が生きづらさを抱える方々を受け入れ、本人の意向や適性等に寄り添った就労の機会を提供しております。

また、いわゆる障害者就労支援事業所でも、生きづらさを抱える方々を受け入れていると聞いております。しかしながら、生きづらさを抱える方の受け入れをしている個人事業主や事業所には、現状では給付金等の公的支援はなく、それぞれの経営の中から賃金等の費用を捻出している状態です。

生きづらさを抱えている方々への社会参加について、事実上、ボランティアで支援をしている個人事業主や事業所に対して、村として何らかの対応が必要ではないでしょうか、お聞きします。

○ 仙頭 一貴 議長

常光健康福祉課長。

○ 常光 紘正 健康福祉課長

濱田議員の生きづらさを抱える方への就労支援について、担当課からお答えいたします。

本村における生きづらさを抱える方への支援につきましては、議員ご指摘のとおり、保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、各福祉事業所など多様な機関との連携により、切れ目のない支援に取り組んでおります。

その中でも就労支援は、本人の自立した日常生活と社会生活を実現するための極めて重要な施策であると認識しております。ご指摘のとおり、一般就労が難しい方々に対しましては、本人の意向や適性に寄り添った就労の機会を提供することが、就労支援の第一歩となるものと考えます。

本村では、「ちいさなむらのほけんしつ」という事業を昨年度から開設いたしました。この事業は、保健師等の専門職が参加する健康相談や交流の場として、子育て世代、高齢者、障害者など、誰もが利用できる居場所づくり、地域全体の見守り活動づくりを目的としております。この取り組みを通じて、生きづらさを感じている方を把握し、地域社会との関わり の構築に取り組んでいきたいと考えております。

また、本村の支援体制を強化するため、高知県が実施している精神障害者アウトリーチ推進事業との連携を深めることとしております。この事業は、地域生活の維持・継続が困難で、生きづらさを抱えた方に対して、医療や福祉サービスにつながっていない段階から、多職種のチームが積極的に働きかけ支援を行う事業で、生きづらさを抱えた方が住みなれた地域で暮らし続けられる体制を整備していく事業です。

担当課といたしましては、むらのほけんしつ事業等居場所づくりや見守り活動を兼ねた各種事業で把握した、社会参加に困難を感じている方の情報を本人の同意のもと、高知県のアウトリーチ推進事業と共有し、適切な社会資源へつなげる取り組みを進めてまいります。

また、本村内の個人事業主や法人が、生きづらさを抱える方を受け入れ、個々の適性に寄り添った丁寧な支援を行っていただいていることに対し、心より感謝申し上げます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、国や県の助成制度の対象とはならない、生きづらさを抱えた方を受け入れている事業者には、現在、直接的な給付金や補助金等の公的支援がない状況にあります。

事業者の皆さまは、経営上の負担を抱えながら支援を継続していただいております。これらの費用を事業主の経営の中から自己負担で捻出している状況は、事業の継続性を脅かす要因となっており、極めて深刻な課題と認識しております。

このような現状を踏まえ、村としても、国や県と連携しながら、他自治体の取り組みも参考とし、実現可能な制度の検討を進めていく必要があると考えております。

生きづらさを抱える方の自立と社会参加を実現するためには、本人の支援と同時に、その受け入れ側である事業者の皆さまへの支援も不可欠です。今後、関係機関や事業者の皆さまとのさらなる連携を深め、課題に取り組んでまいります。

○ 仙頭 一貴 議長

4 番濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

前向きなご答弁ありがとうございます。

さて、国の動きではありませんが、国会におきましては、昨年、野田聖子衆議院議員を代表として、生きづらさや働きづらさを抱えている方々への支援を促進する超党派包摂的就労促進議員連盟が発足しております。包摂的とは、異なる価値観や背景を持つ人々が共存し、平等に参加できる環境をつくる姿勢のことです。新しい就労支援の在り方に向けて、今後の積極的なご議論に期待するところであります。

最後に、課長の答弁にもございましたが、給付金等の創設も踏まえまして村長のお考えをお聞きし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○ 仙頭 一貴 議員

松本村長。

○ 松本 巧 村長

濱田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどの課長答弁でも申し上げましたとおり、生きづらさを抱える方々を受け入れている事業者の皆さまへの支援は、極めて重要な課題であると認識をしております。

しかしながら、村独自の公的支援制度を創設する際には、幾つかの課題があることも事実です。村独自の支援制度を創設するに当たっては、まず支援対象者の線引きは極めて難しいという課題があります。具体的には、障害者手帳の交付対象となる方につきましては、国や県の既存制度が整備されており、支援の対象が明確であります。しかし、障害者手帳の交付対象とならないものの、一般就労が困難な方については、障害に係る診断を受けられない場合が多く、支援対象の線引きが曖昧になりやすくなり、一方で、村が独自に支援対象者を定義をしようとしますと、医学的根拠を欠くリスクが生じます。村独自の制度を創設する場合、どのような基準で、誰が支援対象者を判定するのかという公平性と透明性の確保が不可欠です。また、村独自の支援制度を創設した場合、支援の内容を勘案しますと、単年度限りの支援ではなく複数年にわたる継続的な支援が必要となる可能性が高く、その継続性と持続可能性も確保する必要があります。

このような課題はあるものの、生きづらさを抱える方々の自立と社会参加を実現するためには、本人の支援と同時に、その受け入れ側である事業者の皆さまへの支援も不可欠であります。そのため、本村といたしましては、就労体験拠点設置事業や他自治体の事業者支援策を参考にさせていただきまして、支援策の検討を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

9番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

9番岡村星弥です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今定例会は、議長をはじめ、同僚議員各位による熱のこもった質問を経て、私が最後の質問者、いわゆる大トリを務めさせていただきます。執行部の皆さまにおかれましても、お疲れのところ恐縮ですが、最後までしっかりと本村の未来に向けた前向きな議論で締めくりたいと思います。この4年間、村長をはじめ執行部の皆さま、そして現場を支える職員の皆さまには、私たち議員の問いかけに常に真摯に向き合っていただきました。芸西村の発展と村民の暮らしのために、日々ご尽力いただいておりますことに、心より敬意と感謝申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは質問に移ります。

1点目は、生活の基盤である街灯設備について伺います。私は、令和4年9月の初質問以来、通学路や生活道路の暗がり解消を訴え続けてまいりました。

夜間の安全確保は、防犯・防災の観点からも極めて重要です。どれだけ各種の住民支援制度が充実していても、毎日の通学路や生活道路が暗く危険なままでは、本当の意味で安心して暮らすことはできません。やはり、誰もが安心して歩けるまちづくりという目に見える土台があってこそ、全ての施策が生きてくるものと考えます。

そこで、総務課長に伺います。この4年間で、村内の街灯は具体的に何基増設され、どのような優先順位

で整備を進めてこられたのか、その実績をお聞かせください。また、人感センサー付き照明など新技術を活用し、ビニールハウス周辺など農作物への影響が懸念される箇所も含め、村内の暗がりや安全の空白地帯を解消するための今後の整備方針について伺います。

2点目は、教育環境の充実について伺います。本村の素晴らしい子育て支援に加え、今後はこの村で子どもを育てたいと思われる教育の価値を高めるソフト投資が不可欠であると考えます。

本村のデジタル田園都市構想総合戦略にも、「芸西村に住むと自然に英語が身につくと言われるよう、幼いころから英語に親しむ環境を整えていく」と明確に掲げられております。

山内教育長が掲げられた重点方針をさらに確かなものにするために、特に、これからの社会を生き抜く力を身につける授業における、成果の可視化と出口戦略が重要であると考えます。子どもが身に付けた力を客観的にはかり、それを自信や次のステップへとつなげる具体的な成果の見える化こそ、今求められているのではないのでしょうか。そこで、子どもたちの挑戦を促す具体的な環境づくりの一環として、英検などの受験料補助の導入についてご検討はありませんでしょうか。

また、本村には現在、県内の姉妹都市として大川村がありますが、海外姉妹都市はありません。しかし、だからこそ特定の地域に縛られず、柔軟に相手国を開拓できる点が強みになると考えます。まずは、整備されたICT環境や人的資源を生かし、海外の適した学校などとオンラインによる草の根交流からスタートさせてはいかがでしょうか。そして、そのネットワークを土台に、議長の質問にもありました、その質問に対して村長の答弁にもございましたが、歴史や観光文化的な交流を行いながら、将来的な海外姉妹都市協定の締結までも視野に検討していくことこそ、これからの時代にふさわしい攻めの英語教育であり、本村が子育て世代から選ばれる村になるための重要な教育投資になると考えます。

こうした取り組みを一過性の体験で終わらず、実質的な施策にどう落とし込んでいくのか、教育長が掲げられた「元気で輝く人づくり」の理念を具現化するための具体的な出口戦略と、今後のビジョンをお聞かせください。

そして3点目は、福祉施策と組織体制について伺います。本村の高齢化、人口減少への対応は待ったなしの課題です。今定例会でも、既に同僚議員の方々からさまざまな質問や議論が行われておりましたが、これから時代が進むにつれ、地域福祉における課題はさらに多様化・複雑化していくことは間違いありません。

新たに就任された健康福祉課長におかれましても、日々現場の課題と向き合う中で、深く認識されていることと存じますが、これからの社会保障の議論は、さらなる少子化や人口減少を前提として考えていくべき段階に来ていると考えております。

つまり、何かの問題が起きてから、その都度支えるだけの福祉行政ではなく、困る前に地域で支える予防型福祉への構造転換や、限られた資源の中でしっかりと機能する、より柔軟で効率的な仕組みづくりが極めて重要になってまいります。

これまでの議論の積み重ね、そしてこれから増大していくさまざまな課題を前にして、行政の現場を預かる組織をどう動かし、村民に寄り添っていくのが今問われております。

そこで、健康福祉課長に伺います。この激変する時代の中で、村民にとってより身近で、迅速かつ柔軟な対応ができる組織づくりをどのように率いていかれるのか。高齢者の見守りや介護予防、現場の声を素早く施策へと反映させる体制づくりも含め、同僚議員の答弁と重複するところもあるかと思いますが、新任課長としての今後の福祉行政にかける意気込みをお聞かせください。

○ 仙頭 一貴 議長
長崎総務課長。

○ 長崎 寛司 総務課長

岡村議員の街灯整備と生活インフラの充実について、担当課からお答えさせていただきます。

過去4年間に於いては、街灯15基を設置しております。設置に当たりましては、学校関連の設置要望につきましては、芸西村保幼小中PTA連絡協議会におきまして、通学路の安全対策としてカーブミラーやガードパイプの設置と併せて個別の設置箇所について要望をいただいております。また、各地区からの要望につきましても、取りまとめた上で、部落長会や個別に要望を受けております。

これらの要望に対しては、住民から要望箇所を基本として、周辺住民の同意を得た上で、交通安全上の必

要性、防犯上の必要性、緊急度など総合的に勘案し、予算の範囲内で設置しております。

今後につきましても、街灯の整備は、村民の皆さまの安心・安全な生活環境を確保する上で極めて重要なインフラであると深く認識しております。

ご提案いただきました人感センサーなどの最新技術の導入につきましては、現在導入しているバッテリー付き防犯灯の性能を基本としつつ、照度や耐久性などの比較検証を検討してまいります。特に、ビニールハウス周辺への街灯設置については、光による害虫の誘引や農作物への影響が懸念されるところですが、人感センサーライトは必要なときのみ点灯するという特性があります。このため、農作物への影響を最小限に抑えつつ、安全を確保できる有効な手段であると考えております。

今後、ビニールハウス周辺の街灯設置に関しましては、関係する農業者の皆さまと丁寧な事前協議を行い、十分な理解と同意を得た上で実証的な設置も視野に入れながら、より効果的な防犯環境の整備に努めてまいります。

引き続き、村民の皆さまのニーズを細やかにくみ取り、限られた予算の中で最大限の効果が得られるよう設置の優先順位を精査し、地域全体が安心して暮らせる生活インフラの充実に努めてまいります。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長
佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

私からは、岡村星弥議員のご質問のうち、外国語教育の現状についてお答えします。

当村では、外国語教育充実のため、令和2年度にALTを1名増員し、以降2名体制としております。保育所及び幼稚園にも毎週1日訪問し、幼児期から英語に親しめる環境づくりに取り組んでいます。

英検については、現在の英語習得レベルを確認できる英検I B Aを中学生全員に、県E S Gを小学6年生全員を対象に公費負担により実施しており、各自が自分自身の英語力を確認できるようにしています。その上で、希望者を対象として毎年2回から3回程度、芸西中学校を検定準会場として検定試験を実施し、毎回10名前後が受験しております。英検については希望者を対象としておりますので、受験費用については自己負担としております。

○ 仙頭 一貴 議長
山内教育長。

○ 山内 将利 教育長

岡村星弥議員の質問にお答えします。岡村議員のおっしゃるとおり、昨年4月の就任以来、「元気で輝く人づくり」の理念の具現化に向け、五つの重点方針を掲げて取り組んでまいりました。現在は、その理念を具体的な成果へとつなげていく大切な段階であると認識しております。

その中で、議員からご提案いただいた、これからの社会を生き抜く力を身につける授業づくりや、成果の可視化と出口戦略の明確化という視点は、今後の教育行政を進める上で大変重要であると考えています。教育政策は実施すること自体が目的ではなく、その施策が子どもたちにどのような成長や変化をもたらすのかという視点が重要です。常に目指す姿、出口を明確にしながら施策を推進していかなければなりません。

そのためには、施策を実施するだけではなく、その成果を可視化し、効果を検証するとともに、その結果を次の施策へ反映するという循環を確立し、繰り返すことが重要であると考えております。

具体的にご提案いただきました英語検定の受験料補助につきましては、子どもたちの挑戦意欲を高める有効な施策と考えております。現在の受験状況につきましては、先ほど次長のほうから説明があったとおりですが、受験者の増加に向けた取り組みも必要であると考えております。

また、整備されたICT環境を活用し、海外の学校とのオンライン交流なども積極的に取り入れていければと考えております。その交流を起点として、将来的には、議員が一例として挙げられた留学、さらには海外自治体との姉妹都市交流など、新たな国際交流へと発展していく可能性にも期待が持てます。

これらの施策を進める中で目指すべき出口は、単に子どもたちの語学力向上にとどまるものではありません。

ん。グローバル化が急速に進展する現代社会において、子どもたちには異なる文化や価値観を理解し、多様な人々と協働しながら、課題を解決する力が求められています。

このことから、本村の教育においては、国際的な視野と地域への愛着を併せ持ち、地域社会や世界のさまざまな場面で活躍できるグローバルな人材の育成の視点が大切になると考えます。

この考え方に基づき、本年度からスタートした第4期芸西村教育振興基本計画では、基本理念として、「自律・共生・創造～ともに育ち、未来を創る～」を掲げ、その実現に向けた具体的なビジョンをお示ししております。この理念の実現に向けた取り組みは、まさにこれからの時代に求められるグローバルな人材の育成にもつながるものです。

教育は未来への投資です。次代を担う人づくりを念頭に置き、外国語教育だけではなく、あらゆる教育活動を通じて、国際的な視野と地域への愛着を兼ね備えた人材の育成に努め、「元気で輝く人づくり」の具現に向けた教育行政を推進してまいります。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

常光健康福祉課長。

○ 常光 紘正 健康福祉課長

岡村星弥議員の人口減少社会を見据えた予防型福祉施策と組織体制の構築について、担当課からお答えいたします。

本村の高齢化及び人口減少への対応は、まさに喫緊の課題であり、本村の人口は令和7年度末で3547人、高齢化率は37%に達しており依然として高い水準を保っています。また、介護保険の認定者数も増加傾向にあり、高齢者福祉の充実が急務となっております。

このような状況の中、ご指摘のとおり、困る前に地域で支える予防型福祉への構造転換は、本村の福祉行政の最重要課題と認識しており、村民の皆さまが住みなれた地域で、できるだけ長く健康で自分らしい生活を続けていただくことが重要と考えております。

そのため、今年度からは、保健師等の専門職による健康相談や、多世代交流の場となる「ちいさなむらのほけんしつ」事業を、開催場所や回数を拡充して実施しております。子育て世代や高齢者・障害者間の交流の促進を行い、支え合いの環境づくりを行うことによって、子育て世代の孤立予防、地域全体の見守り活動、健康づくり活動等につなげていき、困る前に気軽に相談できる環境を整備する予防型アプローチの一つとして取り組んでいます。

また、令和4年度に立ち上げたボランティア組織「ちょいボラ」は、地域生活体制整備事業の中核をなす取り組みです。地域住民が相互に支え合う文化を醸成することにより、困る前に地域で支える予防型福祉の実践が進んでおります。

介護予防事業の中核拠点となっているふれあいセンター事業では、令和5年度から従来のふれあいセンター事業とあったかふれあいセンター事業を統合し、社会福祉協議会に運営を委託いたしました。これにより、交流の場から地域福祉活動の推進拠点へと機能を転換させております。あったかふれあいセンターのコーディネーターが村職員と連携することで、個別事例に対する情報の共有化と支援体制の一本化、全体を俯瞰した地域ごとの課題への取り組み、日常生活での相談対応と高齢者の見守り活動の充実につながり、行政だけでは対応し切れなかった柔軟できめ細かい対応が可能になってきております。

本村は、村民にとってより身近で、迅速かつ柔軟に対応できる福祉行政の実現のために、お答えさせていただいた事業を予防型福祉の中核に据え、困る前に地域で支える仕組みづくりを構築し、多世代対応の相談体制整備、利用者・地域住民のニーズを丁寧に把握し施策に反映させる体制の構築を目指していきます。

高齢化と人口減少が進む中だからこそ、限られた資源を最大限に活用し、村民の皆さまが安心して暮らせる地域社会の構築に全力で取り組んでいきたいと考えております。

○ 仙頭 一貴 議長

9番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

再質問させていただきます。ただいま、長崎総務課長、佐藤教育次長、山内教育長、常光健康福祉課長から本村の現状と今後の方向性について、答弁いただきました。

教育行政における子どもたちの挑戦や成長を後押しする実効性のある取り組み、また、福祉行政における時代を見据えた組織づくりへの強い決意など、前向きな姿勢が示されたものと受け止めております。

また、街灯設備につきましても、地域の皆さまからの要望を精査し、限られた予算の中で計画的に進めていること、さらには人感センサーライトの比較検討や実証導入、農家との生活環境の両立まで言及されたことは、今後、着実な前進につながるものと受け止めております。もちろん、周辺住民の同意や農作物への影響など、設置に向けた丁寧な調整に時間とご苦勞を要することは重々承知しております。

しかし、その一方で、日々地域を歩く中で耳にする村民の皆さまの切実な思いに目を向けますと、この4年間で15基、年平均3基から4基という今の整備ペースに対し、もう少し早く解消できないものかと正直もどかしさを感じてしまうのも、また事実であります。ただ、むやみに数を増やすのが難しい現実があるからこそ、先ほど答弁にもあった、人感センサーライトなどの新技術を生かし、ここが暗くて心配だという切実な声に、一日も早く柔軟に伝えていくためにも、新たな工夫とスピード感が求められているのではないのでしょうか。

このように、各部署が現場の課題に知恵を絞り、新しい時代を進めていくからこそ、今度はそれを予算や制度の面から支え、村全体の施策として強力に推進していくためのトップの政治決断、すなわち村長のリーダーシップが必要であると考えます。

そこで村長に伺います。松本村長がリーダーシップを発揮し進められている情報発信拠点の整備や企業誘致などの将来投資は、本村の発展に向けた極めて重要な取り組みであり、高く評価されるものであります。しかしながら、こうした未来への投資を進めていただく一方で、村民の皆さまの日々の暮らしを支え、安全・教育・福祉の充実もまた、将来の芸西村を足元から支える重要な土台であります。この未来への投資と足元の暮らしを支える施策、この両輪をどのようにバランスよく進めていくか、これこそが今後の村政にとって極めて重要な視点であると考えております。

その上で、特に教育施策におきまして、重ねて村長に伺います。先ほど山内教育長からもご答弁いただきましたが、1問目で申し上げましたとおり、本村のデジタル田園都市構想総合戦略に掲げる「自然に英語が身につく環境づくり」を具現化するためには、成果の可視化や一歩踏み込んだ出口戦略が不可欠であります。

教育現場におけるオンライン交流から、将来的には独自の留学プログラム、そして海外姉妹都市協定の締結へと段階的につなげていく、このロードマップは、まさに山内教育長が目指す理念を実質的な施策へ落とし込み、本村が子育て世代から選ばれる村になるための強力な教育投資になると考えております。

教育現場のこうした前向きな挑戦を単なる一過性の体験で終わらせず、本村が誇る持続可能な教育ブランドへと昇華させていく上で、行政のトップとして松本村長は、こうした国際交流の展開や教育投資の可能性についてどのように受け止めているか見解をお持ちでしょうか。

現場の村民の皆さま、そして次代を担う子どもたちの思いを受け止め、これからの村政運営にどう生かしていくのか、村長のご所見を伺います。

○ 仙頭 一貴 議員

松本村長。

○ 松本 巧 村長

岡村星弥議員の再質問につきまして、質問全般に関しまして私のお答えをさせていただきます。

まず、街灯整備に関するご質問についてですが、課長答弁のとおり、ここ4年間には15基の街灯を設置しております。この数が多いか少ないかという点につきましては、それぞれの人によって受け止め方が違うと思いますが、村外の住宅事情や生活環境が大きく変わっていない中で、設置数を増やすことのみに注目することには少し違和感を覚えるところがございます。

しかしながら、危険なところには当然設置が必要でありますので、ご要望いただいた中で、危険性や周辺環境への影響など総合的に勘案いたしまして、設置場所を決定している状況であります。基本的には、この方針に沿って設置をしていきたいというふうに考えております。

次に、順番前後いたしますが、予防型福祉に関するご質問についてお答えをさせていただきます。本村の

福祉行政にかける方針と意気込みについてですが、本村の人口減少と高齢化は、単なる統計数字ではなく、村民の皆さまの生活の質、そして地域社会そのものの持続性に直結する課題であると認識をしております。

人口減少高齢化が進む中で、限られた行政資源と人材だけでは、全ての村民の福祉ニーズに対応することは困難であり、だからこそ、困る前に地域で支える予防型福祉への構造転換は、本村の福祉行政の生命線となり得る重要課題の一つと認識をしております。高齢化と人口減少が進む中だからこそ、本村は予防型福祉へ構造転換に取り組んでいかななくてはならないと、このように考えております。

村民の皆さまが、住みなれた地域で、できるだけ長く健康で自分らしく生活を続けていただくこと、地域住民が相互に支え合う文化を醸成すること、限られた資源を最大限に活用して持続可能な福祉行政を実現すること、これらの実現に向けましてフレイル予防に関する事業をはじめ、現在も数々の取り組みを進めているところでございますが、全庁的な取り組みをさらに強化し、関係機関との連携を一層深めて、村民の皆さまが安心して暮らせる地域社会の構築に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、現在強く取り組みを進めております情報発信拠点や企業誘致という、将来への投資と安全・教育・福祉といった足元の暮らしを支える施策とのバランスや取り組む視点についてでございますが、昨今の本村の予算措置や事業展開を見ますと、情報発信拠点や企業用地等に関する多額の予算が目につくと思いますので、その分野に特に力を入れているという捉え方をされてる方も多いと思います。

しかし、まずは地元住民の足元の暮らしを支えることが必要であることは言うまでもありません。村民の生活に根づく部分の施策である子育て支援や高齢者等の生きがい対策、そして基幹産業である農業振興への取り組み、また和食ダムの完成、新排水機場整備による大規模な治水対策の事業開始などの防災対策、さらには教育施設集約化事業の進捗など、村民生活に密接に関係している部分の施策も順調に進んでいると認識をしているところでございます。

また、物価高騰対策等におきましても、他の自治体を上回る村民への支援を行ってまいりました。行政の責務といたしましては、まずこの部分の施策をしっかりと進めることが重要であることは誰もが思うことであり、私自身もその思いで政策を進めております。そういった状況の中で、現在はコロナ禍も終息し、ふるさと納税も担当課の努力により大きな成果を継続しており、財政的にも自由度が高い状況であります。

私といたしましては、ここは10年後あるいは30年後、50年後を見据えた未来への投資の時期であると考えており、情報発信拠点や企業誘致の取り組みを進めて、村の活力を維持する施策が必要であると考えております。現在、重要な要素である用地についてめどが立ってまいりましたので、今後着実に事業を進め、次の世代に引き継いでいきたいと考えております。

次に、本村における外国語教育の取り組みについてでございますが、基本的な方針につきましては教育長答弁のとおりでございます。ご質問にありました英検受験料につきましては、来年度より公費負担とし、意欲のある生徒を支援できるようにしていきたいと考えております。

外国語教育の面では、現状でもALTを増員して、保育所、幼稚園から英語に親しめる環境を整えることや、子どもたちが幼い頃から英語に触れる機会を増やし、外国人の講師と直接触れ合い学べることは、子どもたちの成長や外国語への抵抗感をなくすことに大いに役立っていると思いますので、今後も継続していきたいと思います。

教育環境の整備面につきましては、現在進めております集約化事業は、芸西村の豊かな教育環境に向けた一大事業であります。新しい教育環境の整備を考える上で、新たに検討すべき項目はたくさんあり、議員ご提案の村独自の留学ホームステイプログラム及び海外姉妹都市協定につきましては、芸西村の教育に関する独自色や豊かな教育環境として、他の自治体に誇れる優れた取り組みとなることは十分理解できるところではございますが、一過性の取り組みではなく、継続的な事業の実施が望まれる中で、高額な費用の負担をはじめ、相手先の選定など検討すべき課題は多岐にわたります。

また、事業の実施に当たりましては、当然メリットデメリットもございますので、選択肢の一つとしてはありますが、今後時間をかけて研究していきたいと考えております。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[11:21 散会]